| 令和７年第８回霧島市農業委員会定例会総会 | |
|---|---|
| 日　　時 | 令和７年８月 29 日（金）　14 時 15 分 |
| 出席農業委員<br>（19 名） | 1 番　有　村　祐　亮<br>2 番　岡　村　勝　敏<br>3 番　鎌　田　陽　一　（会長職務代理者）<br>4 番　中　園　真　一<br>5 番　上　原　雄　二<br>6 番　清　水　和　子<br>7 番　尾　谷　光　幸<br>8 番　長　﨑　惠里子<br>9 番　笹　峯　久　雄<br>10 番　常　盤　信　一<br>11 番　二月田　　努<br>12 番　竹ノ内　裕　子<br>13 番　中　村　優　志<br>14 番　相　良　　悟<br>15 番　肥　後　亮　子<br>16 番　東　鶴　昭　雄<br>17 番　山之内　　悟<br>18 番　今　村　浩　一<br>19 番　槐　島　睦　夫　（会 長） |
| 欠席委員<br>（0 名） | |
| 事 務 局振興<br>農地グループ | 事務局長　池田　　ｸﾞﾙｰﾌﾟ長　横山　　主　　査　堀之内　　主任主事　船盛<br>主任主事　冨田　　主 事 補　野田 |
| 議事日程 | 「諸般の報告」「事務局報告」<br>１「農地利用変更届」について<br>２「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について<br>３「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について<br>４「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について<br>５「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について<br>６「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について |

開 会　午後 14 時 15 分

| | |
|---|---|
| 事務局長 | 姿勢を正してください。一同、礼。 |
| 議長（会長） | それでは令和７年第８回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。<br>本日の出席農業委員は 19 名です。よって本会は、農業委員会会議規則第６条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。 |
| 事務局 | 〔事務局より議案の修正等を報告〕 |
| 議長（会長） | 次に、本日の議事録署名委員の指名を行いますが、議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。 |

| | |
|---|---|
| | 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 |
| 議長（会長） | ご異議なしと認めます。本日の議事録署名委員は 15 番委員と 16 番委員の両名を指名いたします。よろしくお願いします。次に事務局報告です。事務局。 |
| 事務局長 | 〔会長等が出席した会議等について報告〕 |
| 議長（会長） | それでは早速議事に入ります。 |

△　議案第１号「農地利用変更届」について

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | まず、議案第１号「農地利用変更届」について議題とします。当委員会に対し、農地利用変更届が３件提出されておりますので審議を求めます。調査員の報告を求めます。<br>国分１を３番委員 |
| ３番委員 | １号１番。届出地は上小川地区コミュニティ広場の西に位置し、現況は田である。利用変更目的は畑として使用するもので、工事内容は東側の※※との畔を除き１枚にしてあるので東の境に畔を設置し、0.5mの平場を設け田の表土を 0.2m剥ぎ取り捨て、シラス等で 0.6m盛土を行い、表土を敷慣らすものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由で当届出は妥当なものと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 隼人２を５番委員 |
| ５番委員 | １号２番。届出地は剣之宇都町公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は盛土を 0.2 から 0.3mし、周囲が宅地化され、田としての耕作が不便になったため、大根等の季節野菜を栽培しようとするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由で当届出は妥当なものと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 隼人３を 13 番委員 |
| 13 番委員 | １号３番。届出地は隼人東インターチェンジの東に位置し、現況は農業用倉庫建築済みである。利用変更目的は農業用施設 62.5 ㎡を建築するものであり、既に実行済みである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由で当届出は妥当なものと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 只今の報告に、ご意見、ご質疑等はございますか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第１号「農地利用変更」につきましては受理することに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 〔全員賛成〕 |
| 議長（会長） | 全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定しました。 |

△　議案第２号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | 次に、議案第２号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について議題とします。農用地利用集積等促進計画の意見決定するため審議を求めます。今月は所有権移転３件、中間管理権設定 25 件について、市長から意見を求められております。<br>また、農地法第 18 条第６項の解約通知が５件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、事務局へ一括し報告を求めます。<br>事務局。 |

| | |
|---|---|
| 事務局 | 議案第２号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律の所有権移転３件、筆数３筆、面積 4,663 ㎡。利用権設定 25 件、筆数 44 筆、面積 84,350 ㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。 |
| 議長（会長） | 事務局からの報告が終わりました。この報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第２号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」につきましては、原案のとおりと意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 〔全員賛成〕 |
| 議長（会長） | 全員賛成です。よって本案件は、原案のとおりと意見決定し、その旨を市長に答申いたします。 |

△ 議案第３号　「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | 次に、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。<br>当委員会に対し、農地法第３条の規定による許可申請が 19 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。なお、国分２につきましては、議事参与の制限対象となりますので、別途審議することといたします。<br>それでは調査員の報告を求めます。まず、国分１を３番委員。 |
| ３番委員 | ３号１番。申請地は上小川地区コミュニティ広場の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 同じく国分３を 10 番委員。 |
| 10 番委員 | ３号３番。申請地は姫城コミュニティ広場の南に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 同じく国分４から６を 17 番委員。 |
| 17 番委員 | ３号４番。申請地は国分畜産研修センターの西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。<br>３号５番。申請地は上之段地区集会所の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 |

| | |
|---|---|
| | ３号６番。申請地は上之段地区集会所の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に、国分７を 18 番委員。 |
| 18 番委員 | ３号７番。申請地は重久公民館の北に位置し、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に隼人８を５番委員。 |
| ５番委員 | ３号８番。申請地は新清水団地の東に位置し、現況は畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 同じく隼人９を 12 番委員。 |
| 12 番委員 | ３号９番。申請地は湯田公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 同じく隼人ですが、取下げ議案を除く隼人 10 から 14 を 13 番委員。 |
| 13 番委員 | ３号 10 番。申請地は里中・下公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。<br>３号 11 番。申請地は小浜小学校の北に位置し、現況は畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。<br>３号 12 番。申請地は隼人東インターチェンジの東、南西にそれぞれ位置し、現況は田である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは３名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し、耕作の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。<br>３号 14 番。申請地は住吉橋の南西に位置し、現況は畑である。申請地には譲受人が利用権設定を行っている。受人の※※さんは２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と |

| | |
|---|---|
| | 思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に、溝辺 15 を１番委員。 |
| １番委員 | ３号 15 番。申請地は瀬間利公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 同じく溝辺 16 を 11 番委員。 |
| 11 番委員 | ３号 16 番。申請地は木場公民館と宮久公民館の北西に位置し、現況は有川が田で、竹子と下ノは保全管理してある。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 同じく溝辺 17 を 14 番委員。 |
| 14 番委員 | ３号 17 番。申請地は陵南小学校の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは４名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に、霧島 18 を４番委員。 |
| ４番委員 | ３号 18 番。申請地の大窪は向田自治公民館の南に位置し、川北は向田自治公民館の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に、福山 19、20 を 19 番に代わって 15 番委員。 |
| 15 番委員 | ３号 19 番。申請地は福山大廻地区体育館の東に位置し、現況は樹園地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。<br>３号 20 番。申請地は福山大廻地区体育館の東に位置し、現況は樹園地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、国分２を除く本議案について許可することに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 〔全員挙手〕 |

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | 全員賛成です。よって、国分２を除く本案件について許可とすることに決定しました。<br>次に、国分２を審議いたしますので、17 番委員は退席をお願いします。 |
| | 〔17 番委員退席〕 |
| 議長（会長） | それでは、調査委員の報告を求めます。<br>国分２を３番委員。 |
| ３番委員 | ３号２番。申請地は国分南中学校の北東に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和９年４月までの使用収益権は設定しているが、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 報告が終わりました。ご意見、ご質疑等はございませんか。 |
| | 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 |
| 議長（会長） | ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りします。議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、国分２について許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 〔全員挙手〕 |
| 議長（会長） | 全員賛成です。よって、許可することに決定しました。17 番委員の退席を解きます。着席をお願いします。 |
| | 〔17 番委員着席〕 |
| 議長（会長） | 17 番委員に報告いたします。国分２につきましては、許可することに決定いたしました。 |

△ 議案第４号　「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | 次に、議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外１件、用途区分変更１件、合計２件について市長から意見を求められておりますので、意見決定をするため審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。まず、国分１を８番委員。 |
| ８番委員 | ４号１番。申出地は舞鶴中学校の東に位置し、現況は一時転用の駐車場である。除外目的は駐車場にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第１種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用可能な土地であると思われる。申出地は、除外に係る５つの条件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。 |
| 議長（会長） | 次に、牧園２を６番委員。 |
| ６番委員 | ４号２番。申出地は中野公民館の北に位置し、現況は機械倉庫と畑で既に一部実施済みである。平成 21 年 12 月 29 日頃に農業用施設にしてしまったという始末書が添付されております。用途区分変更目的は、農業用施設用地にするものである。周辺の農地の用排水路は確保されている。申出地は用途区分変更することで周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等は何かございませんか。 |
| | 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 |
| 議長（会長） | ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 〔全員挙手〕 |

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | 全員賛成です。よって、承認することに決定し、その旨を市長に答申することといたします。 |

△　議案第５号　「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | 次に、議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。<br>当委員会に対し、農地法第４条の規定による許可申請が３件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。<br>まず、横川１を８番委員。 |
| ８番委員 | ５号１番。申請地は赤水公民館の西に位置し、現況は畑と一部植林済みである。なお、年月日不詳で、一部植林してしまったという経緯書が添付されている。農地区分は第２種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、山林にするものであり、計画も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に、隼人２を 13 番委員。 |
| 13 番委員 | ５号２番。申請地は長浜公民館の西に位置し、現況は造成済みである。なお、令和７年３月頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第２種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、既に実行済みである。また、隣接する宅地の 339.75 ㎡を一体利用するもので、全体計画面積は 443.75 ㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に、溝辺３を 11 番委員。 |
| 11 番委員 | ５号３番。申請地は新香公民館の東に位置し、現況は山林である。なお、相続時には山林になっていたと経緯書が添付されている。農地区分は第２種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的はクヌギを植林するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 |
| | 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 |
| 議長（会長） | ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第４号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 〔全員挙手〕 |
| 議長（会長） | 全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたします。<br>つきましては、９月５日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件については、意見聴取することといたします。 |

△　議案第６号　「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | 次に、議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。<br>当委員会に対し、農地法第５条の規定による許可申請が 28 件 提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の報告を求めます。<br>まず国分１、隼人２を９番委員。 |
| ９番委員 | ６号１番。申請地は木原小中学校の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的は、埋却予定地にするも |

| | |
|---|---|
| | のであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地、原野、山林の 6,051 ㎡を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は 10,285 ㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。<br>６号２番。申請地は市営第２菩提寺団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第２種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、社宅１棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に、国分３から６を３番委員。 |
| ３番委員 | ６号３番。申請地は市営宮下団地の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地 37 ㎡を一体利用するもので、全体面積は 233 ㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。<br>６号４番。申請地は市営宮下団地の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲をしようとするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地 37 ㎡を一体利用するもので、全体計画面積は 234 ㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。<br>６号５番。申請地は福島地区コミュニティ供用施設の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。<br>６号６番。申請地は市営西山下団地の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅１棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 同じく国分７から 12 を 10 番委員。 |
| 10 番委員 | ６号７番。申請地は重久公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第２種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。<br>６号８番。申請地は北公園の北東に位置し、現況は造成済みである。なお、令和７年３月頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第２種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、車置場、農機具置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してあ |

| | |
|---|---|
| | る措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。<br>６号９番。申請地は姫城地区コミュニティ広場の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅１棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。<br>６号 10 番。申請地は姫城地区コミュニティ広場の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅１棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。<br>６号 11 番。申請地は霧島市消防本部の北西に位置し、現況は一部造成済みである。なお、平成 14 年５月頃一部造成してしまったという経緯書が添付されている。農地区分は第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。<br>６号 12 番。申請地は市営奈良田団地の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 同じく国分 13 を 17 番委員。 |
| 17 番委員 | ６号 13 番。申請地は敷根地区集会所の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第２種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 同じく国分 14 を 18 番委員。 |
| 18 番委員 | ６号 14 番。申請地は黒石公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第２種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に、隼人 15 から 18 を５番委員。 |
| ５番委員 | ６号 15 番。申請地は市営見次団地の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅１棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地 375.85 ㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は 959.98 ㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。<br>６号 16 番。申請地は日当山駅の東に位置し、現況は田である。農地区分は第３種農地の都市 |

| | |
|---|---|
| | 計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲２区画、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。<br>６号 17 番。申請地は天降川団地の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲１区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。<br>６号 18 番。申請地は宮内地区公民館の北東に位置し、現況は保全管理である。農地区分は第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲７区画、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地 475.81 ㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は 2,071.81 ㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 同じく隼人 19、20 を 12 番委員。 |
| 12 番委員 | ６号 19 番。申請地は山下公園の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第２種農地の 500m以内農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅１棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。計画面積は 610 ㎡であり、一般住宅は概ね 500 ㎡であるが、超過面積の理由書が添付されております。<br>６号 20 番。申請地は中須西公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 同じく隼人 22 から 26 を 13 番委員。 |
| 13 番委員 | ６号 22 番。申請地は隼人中学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 1 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地 302.89 ㎡を一体利用するもので、全体計画面積は 349.89 ㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。<br>６号 23 番。申請地は霧島市南部し尿処理場の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲４区画、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。<br>６号 24 番。申請地は犬追馬場公園の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲１区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画 |

| | |
|---|---|
| | 書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。<br>６号 25 番。申請地は市営稲荷団地の北に位置し、現況は宅地である。なお、令和６年２月頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり既に実行済みである。また、隣接する宅地 209.31 ㎡を一体利用するもので、全体計画面積は 237.31 ㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。<br>６号 26 番。申請地は市営稲荷団地の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲２区画を建設するものであり計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。また、隣接する宅地 15.86 ㎡を一体利用するもので、全体計画面積は 829.86 ㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に、溝辺 27 を１番委員。 |
| １番委員 | ６号 27 番。申請地は寺蔵公民館の南西に位置し、現況は山林原野である。年月日不詳で山林原野化してしまったという経緯書が添付されております。農地区分は第２種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に、溝辺 28 を 14 番委員。 |
| 14 番委員 | ６号 28 番。申請地は陵南小学校の北に位置し、現況は駐車場である。令和５年頃、駐車場にしてしまったという始末書が添付されております。農地区分は第３種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするもので、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 次に、牧園 29 を６番委員。 |
| ６番委員 | ６号 29 番。申請地は牧園 10 区自治公民館の北に位置し、現況は造成済みである。平成２年頃農機具置場にしてしまったという経緯書が添付されております。農地区分は第２種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は農機具置場と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接する宅地 268.75 ㎡を一体利用するもので、全体計画面積は 367.75 ㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。 |
| 議長（会長） | 報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 |
| | 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 |
| 議長（会長） | ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 〔全員挙手〕 |

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | 全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。<br>つきましては、９月５日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取することといたします。<br>以上で、令和７年第８回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、その他はございませんか。 |
| | 〔「なし」との声あり〕 |
| 議長（会長） | それではないようですので、令和７年第８回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。 |
| 事務局長 | 姿勢を正してください。一同、礼。 |

閉 会　午後 15 時 15 分